

愛媛労働局発表

令和4年8月9日

[照会先]

【担当】

愛媛労働局労働基準部 賃金室
賃金室長 山内 雅史
賃金指導官 江原 紀子
電話 089 - 935 - 5205

愛媛県最低賃金 時間額 853円を答申

～ 引上げ額 32円は時給に統一後の最高額～



(答申の様子)

令和4年8月9日、愛媛地方最低賃金審議会(会長:森本 明宏)は、愛媛労働局(局長:瀧原 章夫)に対し、愛媛県最低賃金を32円引き上げて、時間額853円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

1 本年6月30日、愛媛労働局長から愛媛地方最低賃金審議会に対し諮問を行った愛媛県最低賃金(地域別最低賃金)の改正について、同審議会は審議の結果、8月9日に現行の最低賃金の時間額821円を32円引き上げ(引上げ率3.90%)で、853円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

効力発行の日は、令和4年10月5日の予定です。

2 この「32円」の引上げ金額は、中央最低賃金審議会の「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」において示された目安の金額より2円高く、時給で示す現行方式となった平成14年(2002年)以降で最大となります。

3 愛媛労働局では、この答申を踏まえ、本年度の愛媛県最低賃金の改正に係る手続きを進めることとしています。

1 最低賃金について

(1) 適用

愛媛県最低賃金は、愛媛県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

(2) 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

2 過去10年間の改正状況

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
引上げ額(円)	7	12	14	16	21
引上げ率(%)	1.08	1.83	2.10	2.35	3.02
時間額(円)	654	666	680	696	717

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
引上げ額(円)	22	25	26	3	28
引上げ率(%)	3.07	3.38	3.40	0.38	3.53
時間額(円)	739	764	790	793	821

3 関係法令

○最低賃金法第4条第1項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

○最低賃金法第40条

第4条第1項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、50万円以下の罰金に処する。

4 中小事業場等への支援について

愛媛労働局では、最低賃金引上げに向けた環境整備を図るため、「業務改善助成金」制度を設けて、最低賃金及び賃金の引上げに向けた生産性向上のための支援を実施しています。

「業務改善助成金」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に業況が厳しい中小企業・小規模事業者に対して、令和3年から対象人数の拡大や助成上限額の引上げを行っています。

最低賃金引上げに向けた支援事業として「業務改善助成金」がより一層、中小企業・小規模事業者の皆様にご利用いただけるよう、本年度はYouTubeの愛媛労働局公式チャンネルに説明動画を掲載するなど周知を図ることとしています。